

「南会津からはじめる健康チャレンジ事業」公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月 5 日

福島県南会津地方振興局

福島県（以下「県」という。）が実施する「南会津からはじめる健康チャレンジ事業」（以下、「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、本公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、本事業を効果的に実施するため、公募型プロポーザルを実施する。

1 事業の目的

BMIや血圧に関するリスク項目、またメタボリックシンドローム予備群該当者割合が男女ともに高い状況の南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下、「本地域」という）の健康課題を解決するために、様々な関係者を巻き込み、減塩及び地元野菜を使用した健康への配慮と健康関心度を高めるレシピ（以下「健康レシピ」という）を開発し、健康で持続可能な地域づくりを実現させる。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 南会津からはじめる健康チャレンジ事業
- (2) 業 務 内 容 別紙「南会津からはじめる健康チャレンジ事業業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履 行 期 限 委託契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）までの期間
- (4) 委託費の上限 2, 0 0 0, 0 0 0 円（地方消費税及び消費税の額を含む）

3 スケジュール

令和 7 年 6 月 5 日（木）	【公募開始】
6 月 1 0 日（火）正午まで	【質問書の提出期限】
6 月 1 1 日（水）	【質問回答】
6 月 1 3 日（金）1 7 時まで	【公募型プロポーザル参加表明書提出期限】
6 月 1 6 日（月）正午まで	【公募型プロポーザル辞退届提出期限】
6 月 1 7 日（火）正午まで	【企画提案書提出期限】
6 月 1 9 日（木）	【プレゼンテーション審査】
6 月 2 0 日（金）以降	【審査結果の通知】
6 月 2 3 日（月）以降	仕様書の協議、契約締結

4 公募型プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加者の資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者が共同体を構成し、提案することも可とする。この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、構成員の参加者資格についても同様に取り扱う。

(1) 参加者の資格要件

- ア 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- イ 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- エ 本プロポーザルの開始から審査会の開催日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- カ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。
 - (ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- キ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ク 県税を滞納している者でないこと。
- ケ 消費税または地方消費税を滞納している者ではないこと。
- コ その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県南会津地方振興局のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

5 質問等の受付

(1) 受付期限

令和 7 年 6 月 1 0 日（火）正午まで（必着）。

（2）提出方法

質問書（第 1 号様式）により、福島県南会津地方振興局企画商工部宛に電子メール又は FAX により提出すること。件名は「【質問】「南会津からはじめる健康チャレンジ事業業務委託」とし、電子メール又は FAX 送付後、電話にて送付した旨連絡すること。

（3）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県南会津地方振興局のホームページに令和 7 年 6 月 1 1 日（水）に公表する（個別の回答は行わない）。

6 公募型プロポーザル参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、『「南会津からはじめる健康チャレンジ事業」公募型プロポーザル参加表明書（第 2 号様式）」を提出期限までに「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。この提出がない者の企画提案は受け付けることができないものとする。

受領後、参加資格等の不備が無い場合は、その結果を速やかに参加者へ連絡する。

（1）提出期限

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）17 時まで（必着）

（2）提出方法

参加表明書（第 2 号様式）を電子メール又は FAX により提出すること。件名は「【公募型プロポーザル参加表明書】「南会津からはじめる健康チャレンジ事業業務委託」とし、電子メール又は FAX 送付後、電話にて送付した旨を連絡のこと。

（3）参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 年 6 月 1 6 日（月）正午までに、辞退届（任意様式）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 公募型プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を提出期限までに、「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

（1）提出期限

令和 7 年 6 月 1 7 日（火）正午まで（必着）

（2）提出方法

ア 郵送又は持参

イ 持参による提出の受付時間

8 時 4 5 分～17 時 0 0 分 月曜日から金曜日（祝日を除く。）

※6 月 1 7 日（火）は正午まで

（3）提出書類

ア 「南会津からはじめる健康チャレンジ事業」公募型プロポーザル参加表明書（第2号様式）

※ 事前に御提出いただいた参加表明書の原本を添付してください。

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

※ 企画提案書にはページ番号を記載すること。20頁以内（表紙、目次を除く。）とする。

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合には、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出してください。

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

（4）提出部数

ア、キ、ク・・・1部（正本1部）、イ～カ・・・6部（正本1部、副本5部）

8 企画提案書等の作成に関する留意事項

（1）共通事項

開発する健康レシピを通して、本地域ならではの魅力を域内外に広くPRするためにどのように工夫するのかを提案に盛り込んでください。

（2）健康レシピの開発に関すること

ア 健康レシピを共同して開発する団体の募集方法や選定方法、開発までのスケジュールを具体的に記載してください。

イ 想定する団体構成員のイメージや、団体に対してどのような伴走支援で開発を進めるのかを記載してください。

また、専門家（大学教授、シェフ等）やその他関係機関との活用等があれば提案してください。

ウ 本地域内の協賛飲食店（飲食店やスーパーマーケット等の食料販売店を含む）について、想定する飲食店をリストアップの上、どの工程でどのように関与するかを記載してください。

エ 使用する食材（地域の特産品）や開発するレシピ（惣菜、デザート等）のイメージについて、可能な限り具体的に提案してください。

（3）情報発信に関すること

ア 開発した健康レシピの試食会の開催にあたり、会場設営、参加者の選定方法、展示・説明手法等について具体的に提案してください。

イ 試食会参加者へのアンケート調査の実施について、調査方法や内容、結果を各団体へどのようにフィードバックするかを含めて提案してください。

ウ 試食会の様子やレシピの魅力を広く周知するために活用するメディア（SNS、Web サイト、

地域メディア等）及び情報発信の対象（例：地域住民、観光客等）を明確にし、発信内容と方法、スケジュールを記載してください。

（４）その他

上記以外で、予算の範囲内で本事業の目的達成のため有効な取組がある場合には提案してください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（１）失格又は無効となる場合

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合。
- ウ 提出書類に不備があった場合。
- エ ２（４）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合。
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- カ 参加提案書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- キ 本募集要領に違反すると認められた場合。
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合。

（２）複数企画の禁止

複数の企画提案書は受け付けない。

（３）辞退

企画提案書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

（５）その他

- ア 参加者は参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができます。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

10 プロポーザルの審査に関する事項

（１）審査方法

契約候補者の選定は、公募型プロポーザル審査会において、企画提案書の内容を下記「（３）審査基準」及び「（４）契約候補者の選定」に基づき選定する。なお、審査に当たり、企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施する。

（２）審査会の実施

- ア 開催日
令和7年6月19日（木）（予定）
- イ 場所

南会津合同庁舎内（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲４２７７－１）

ウ 内容等

企画提案者は、プレゼンテーションにおいて企画提案の内容を説明し、審査委員からの質問等に応じていただきます。なお、詳細については、後日プレゼンテーション参加者に連絡します。

（３）審査基準

審査項目	評価の視点	採点	加算率
		１・２・３・４・５	
		劣 普通 優	
業務理解等	本事業の目的や業務内容を理解した意欲的な提案となっているか。	１・２・３・４・５	×２
業務遂行能力等	業務遂行のための体制が十分に整っているか。	１・２・３・４・５	×２
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。 【 関連性が高い業務実績の有無や、実績から本事業の実施にあたり活かすことができる能力を有していることが類推可能か等により評価 】	１・２・３・４・５	×１
企画提案（健康レシピ開発、情報発信）	健康レシピの開発に加え、本地域ならではの魅力を域内外に発信するための工夫はあるか。	１・２・３・４・５	×２
	団体の募集・選定方法は適切か。	１・２・３・４・５	×１
	団体構成員のイメージが明確で、伴走支援の方法が効果的な内容か。	１・２・３・４・５	×１
	協賛飲食店の選定、関与内容が適切か。	１・２・３・４・５	×１
	使用食材や健康レシピのイメージが地域の PR につながる内容か。	１・２・３・４・５	×２
	健康レシピ完成までのスケジュールは適切か。	１・２・３・４・５	×１
	試食会の内容（会場選定、説明方法、広報手段等）がレシピの効果的なPRにつながるものか。	１・２・３・４・５	×２
	アンケート調査やフィードバックの方法は適切か。	１・２・３・４・５	×１
	メディア活用、発信対象・内容が戦略的かつ視覚的に魅力的か。	１・２・３・４・５	×２
	仕様書に記載されていない効果的かつ活用可能な提案があるか。	１・２・３・４・５	×１

事業費積算	業務内容に見合った適切な経費であるか。	1・2・3・4・5	×1
合計 100 点満点			

※ 評価基準は以下のとおり評価する。

5点：優れている、4点：やや優れている、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る

(4) 委託候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により、企画提案者ごとの順位を決定する。
- イ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を契約候補者とする。
- ウ 審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とする。

(5) 審査結果の通知等

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。
- イ 選定されなかった者は、その日の翌日から起算して2週間以内に「順位及び総得点」を書面により求めることができる。
- ウ 上記「10、(5)、イ」に係る回答は、書面が到着した日から起算して10日以内に行う。

(6) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで仕様書を作成することがある。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果より作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。

エ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議を行う。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004

南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1

福島県南会津地方振興局

企画商工部 地域づくり・商工労政課（担当：副主査 齊藤）

電話：0241-62-5205 FAX：0241-62-5209

E-mail：minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp